

# 令和7年度「文化部活動改革（部活動の地域移行に向けた実証事業等）」

## 地域文化クラブ活動推進事業 募集要項

令和7年1月20日

本募集は、令和7年度文化庁予算の成立後、速やかに事業を開始できるように、令和7年度文化庁予算案の内容に基づき募集を行うものです。国会における予算審議の状況等によっては、内容の変更や規模の縮小、スケジュールの遅れ等が生じる場合がありますので、あらかじめ御了承の上応募してください。

また、内容の変更等が生じた場合には、応募書類の再提出や関係書類・資料の追加提出を求めますので御了承願います。

### 1 事業の趣旨

少子化の中でも、将来にわたり我が国の子供たちが文化芸術に継続して親しむことができる機会を確保するため、「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」（令和4年12月スポーツ庁・文化庁）を踏まえ、文化部活動の地域連携や地域文化クラブ活動への移行に向けた環境の一体的な整備を図ることとしている。

このため、本事業では、子供たちが地域で文化芸術に継続して親しめる環境整備を進める際の課題解決に取り組むための実証を行い、その成果を効率的・効果的に全国に普及することで、地域の実情に応じた文化芸術活動の最適化と体験格差の解消を図る。

### 2 事業の概要

#### ・地域文化クラブ活動推進事業

文化部活動のうち、休日の活動日数・時間が多い吹奏楽部や合唱部等に対して、子供たちが身近な地域で学校の文化部活動に代わり得る継続的で質の高い多様な文化芸術活動の機会を確保できるよう、全国的な規模の文化芸術団体等を中心として、文化部活動の地域移行等の課題へ取り組む実証事業を実施する。

※ 詳細は別紙「実施要領」を参照すること

### 3 募集対象

全国的な規模の文化芸術団体、文化施設、文化振興財団、文化協会等、及び、芸術系教育機関等

- ※ 実施団体は、全国複数地域で複数の課題について実証事業を実施し、本事業終了後も支部等を通じ、全国的な成果の普及が可能な団体に限る。
- ※ 文化部活動のうち休日の活動日数・時間が多い吹奏楽部や合唱部等について、休日の文化部活動の段階的な地域移行等の課題に取り組むことを前提とし、地域における新たな文化芸術環境の整備充実に向けた取組の一環として実施するものに限る。
- ※ 事業を実施する各地方自治体の学校教育（部活動）所管部署や文化振興所管部署等と、共同・連携して事業に取り組むことができる団体に限る。

#### 4 事業期間、採択件数、規模感

別紙「実施要領」のとおり。

なお、本事業にかかる採択者の最終決定並びに契約、経費の支出に関すること、その他業務の執行に必要な事務については、令和7年度に文化庁が本募集とは別の公募により選定し事務を委託した業者（以下「文化庁事務受託業者」という。）にて行う。

#### 5 参加希望調査票（事業計画書）の提出方法等

##### （1）提出書類

1. 参加希望調査票（事業計画書）
2. 誓約書（地方公共団体、国立大学法人、独立行政法人は除く）
3. 実施団体の組織体制が分かる資料
4. その他必要と思われる資料

##### （2）提出方法

電子ファイルは、原則として、Word、Excel、PowerPoint など編集可能な形式で提出すること。なお、参加希望調査票（事業計画書）以外の提出書類で上記によりがたい場合には、PDF形式による提出を認める。

##### （3）提出先

文化庁「文化部活動改革（部活動の地域移行に向けた実証事業等）」事務局  
（株式会社 KBC 内）

提出先アドレス：[bukatsudou@or.knt.co.jp](mailto:bukatsudou@or.knt.co.jp)

提出先アドレスに加えて、CC に文化庁学校芸術教育室のアドレスを入れてください。

CC アドレス：[artedu@mext.go.jp](mailto:artedu@mext.go.jp)

提出に当たっては、以下について必ずご留意ください。

- ・送信メールの件名と、添付する電子ファイルには、必ず以下の例のとおり記載すること。

（例）【団体名】地域文化クラブ活動推進事業参加希望調査票（事業計画書）

- ・ 活動チラシ等は送付しないこと。(審査に影響しません。)
- ・ メール送信上の事故(未達等)について、当方は一切の責任を負わない。
- ・ 事務局(株式会社KBC内)でメール受領後、申請者に対して電子メールにより、受領確認した旨連絡する。電子ファイルの送信後、翌営業日の18時を過ぎても受領確認メールが届かない場合は、事務局(株式会社KBC内)まで架電すること。  
事務局(株式会社KBC内) 電話:0570-064-825

#### (4) 提出期限

提出期限:令和7年2月21日(金)17時必着(厳守)

#### (5) その他

- ・ 参加希望調査票(事業計画書)等の作成費用については、選定結果に関わらず提出者の負担とする。
- ・ 提出された参加希望調査票(事業計画書)等については返却しない。
- ・ 必要に応じて審査期間中に提案の詳細に関する追加資料の提出等を求めることがある。
- ・ 提出期限後の参加希望調査票(事業計画書)等の提出、差替え及び訂正は原則認めない。

### 6 審査方法等について

#### (1) 審査方法

提出された参加希望調査票(事業計画書)に基づき、審査委員会にて選考を実施する。

#### (2) 審査事項

別紙2「審査基準」のとおり。

#### (3) 選定結果の通知

審査委員会終了後、提案書を提出した申請者に対して審査結果を通知する。  
なお、提出された参加希望調査票(事業計画書)及び審査委員会における審査内容については公表しない。

#### (4) 無効となる参加希望調査票(事業計画書)

- ①企画競争に参加する者に必要な資格を有しない者の参加希望調査票(事業計画書)
- ②本事業の趣旨に適合しない参加希望調査票(事業計画書)
- ③書類の不備等、記載すべき事項が記載されていない参加希望調査票(事業計画書)
- ④提出期限までに提出されなかった参加希望調査票(事業計画書)

## 7 事業報告

### (1) 途中報告

事業の進捗状況を適宜把握するため、実施者は文化庁または令和7年度文化庁事務受託業者の求めに応じ、事業の進捗状況を文化庁及び令和7年度文化庁事務受託業者に報告するものとする。

### (2) 最終報告

実施者は、事業が終了した際には、実証の結果及び成果等をまとめた成果報告書を事業完了日から10日を経過した日、又は当該年度の3月10日のいずれか早い日までに令和7年度文化庁事務委託業者に提出すること。

また、実施者は本事業で得た成果等を広く周知するために成果報告書等をHP等で公表すること。なお、同報告書等は、文化庁においても公表する場合がある。

## 8 事業の実施

(1) 契約予定者となった者は、参加希望調査票（事業計画書）を基に事業実施条件が整い次第、令和7年度文化庁事務受託業者と契約するものとする。なお、契約締結に当たっては、契約書を作成するものとする。契約金額については、事業内容を勘案して決定するので、参加希望調査票（事業計画書）の金額と必ずしも一致するものではない。また、契約条件等が合致しない場合は、契約締結ができない場合がある。

(2) 実施者は、契約した事業計画書に基づき事業を実施するものとし、本募集要項に定めるもののほか、別紙『令和7年度「文化庁活動改革（部活動の地域移行に向けた実証事業等）実施要領』、及び契約書等にて規定されている事項を遵守すること。

(3) 実施者は、事業の実施に当たり、成果報告書のほか、対外的な発信をする際には、文化庁委託事業であることを明示すること。

## 9 スケジュール

(1) 参加希望調査票（事業計画書）提出締切り

令和7年2月21日（金）17時必着（厳守）

(2) 参加希望調査票（事業計画書）の審査

令和7年3月上旬（予定）

(3) 選定結果の通知

令和7年3月末（予定）

(4) 契約締結

令和7年4月以降、順次締結（予定）（※）

（※）契約締結後でなければ事業に着手できないため、参加希望調査票（事業計画書）作成に当たっては、事業開始日に柔軟性を持たせた上で作成する必要

があることを十分留意すること。なお、再委託先がある場合は、この旨を再委託先にも周知すること。

#### 10 誓約書の提出等

- (1) 本公募に参加を希望する者は、参加希望調査票（事業計画書）の提出時に、暴力団等に該当しない旨の誓約書を提出しなければならない。
- (2) 前項の誓約書を提出せず、又は虚偽の誓約をし、もしくは誓約書に反することとなったときは、当該者の参加希望調査票（事業計画書）を無効とする。
- (3) 前2項は、地方公共団体、国立大学法人、独立行政法人には適用しない。

(書類の提出に関すること)

文化庁「文化部活動改革（部活動の地域移行に向けた実証事業等）」事務局（株式会社 KBC 内）

TEL : 0570-064-825（平日 10 : 00～17 : 00）

E-mail : bukatsudou@or.knt.co.jp

(令和7年度実証事業の内容に関すること)

文化庁参事官(芸術文化担当)付 学校芸術教育室 文化活動振興係

TEL : 03-5253-4111（内線 2832）

E-mail : artedu@mext.go.jp